

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕

本要項は、サッカー競技規則およびＪリーグ規約第49条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。

第3条〔ユニフォームの色彩〕

ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。

- ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること
- ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること
- ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で1色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること
- ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること
- ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること

第4条〔ユニフォームの事前承認〕

Ｊクラブは、使用するユニフォームに関し、Ｊリーグの事前承認を得なければならない。

第5条〔使用義務〕

Ｊクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕

(1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。

- ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色を使用するものとし、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする
- ② 選手番号には、Ｊリーグ規約第124条第1項の定めに従いＪリーグに承認されたＪクラブプロパティのうち、クラブエンブレム、クラブロゴタイプおよびそれらに準ずるもの（ただし、商品および役務の区分第25類について商標登録がなされていることを条件とする）のいずれかを、各番号につき1箇所に表示することができる。ただし、選手番号の視認性を妨げるものであるとＪリーグが判断した場合はこの限りでない
- ③ 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする

イ. シャツ

(a) 場 所： 前面 1 か所（ 任意）

サイズ：10～15cm²の間

(b) 場 所： 背面 1 か所（ 必須）

サイズ：25～35cm²の間

ロ. ショーツ（必須）

場 所： 前面右下 1 か所

サイズ：8～15cm²の間

(2) 選手番号は、0 は不可とし、1 をゴールキーパー、2 ～11 をフィールドプレーヤーとする。
12～99 はポジションと無関係とする。

(3) ゴールキーパーがフィールドプレーヤーとして出場する場合、ゴールキーパーの選手番号を付けたフィールドプレーヤーのユニフォームを使用しなければならない。また、フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして出場する場合、選手番号のないゴールキーパーのユニフォームを着用しなければならない。

(4) シャツには、次のものを表示することができる。

① チーム名

場 所： 任意の場所に 1 か所

サイズ：300cm²以下

② チームエンブレム

場 所： 胸部分に 1 点

サイズ：100cm²以下

(5) ショーツには、次のいずれかのものを 1 か所表示することができる。

① チーム名

場 所： 任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm²以下

② チームエンブレム

場 所： 任意の場所に 1 か所

サイズ：50cm²以下

(6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。

① 選手番号

場 所： 任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm²以下

② チーム名

場 所： 任意の場所に左右各 1 か所

サイズ：50cm²以下

③ チームエンブレム

場 所： 任意の場所に左右各 2 か所まで

サイズ：片方につき合計で50cm²以下

第 7 条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、Jリーグが指定するアームバンドを着用し、キャプテンであるこ

とを明確に表示しなければならない。

第8条〔指定マーク等〕

- (1) シャツの右袖上腕部には、Ｊリーグが大会に応じて指定するマークを１点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下のとおりとする。

サイズ：縦8.4cm×横6cm以下

- (2) Ｊ１リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するマークに代えて、Ｊリーグ指定の「Ｊ１リーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

第9条〔メーカー名の表示〕

- (1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。

① シャツ

場 所： 胸 1 か所

サイズ：20cm²以下

② ショーツ

場 所： 任意の場所に 1 か所

サイズ：20cm²以下

③ ソックス

場 所： 左右各 2 か所まで

サイズ：各 1 か所ずつ表示する場合は、それぞれ20cm²以下

各 2 か所ずつ表示する場合は、1 点につき10cm²以下

- (2) ユニフォームには、Ｊリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。

① シャツ

場 所： 任意の場所

サイズ：8 cm²以下

② ショーツ

場 所： 任意の場所

サイズ：8 cm²以下

③ ソックス

場 所： 任意の場所

サイズ：5 cm²以下

第10条〔広告の表示〕

- (1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」によりＪリーグに届け出をし、承認を得なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに8か所まで、ショーツ前後面に1

か所ずつ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1stユニフォーム、2ndユニフォーム、3rdユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。また、フィールドプレーヤーとゴールキーパーのユニフォームとで異なる広告を表示することができる。

- (3) 1stユニフォーム、2ndユニフォームおよび3rdユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。

- (4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

イ. 場 所：前面の選手番号上部または下部1か所

サイズ：300cm²以下

ロ. 場 所：前面の鎖骨部分左右2か所

サイズ：各50cm²以下

ハ. 場 所：前面の裾部分左右2か所（前面の胸広告の下から裾までを3等分した下部1/3のスペース内とし、また中央線をまたいではないものとする）

サイズ：各40cm²以下

ニ. 場 所：背面の選手番号上部または下部1か所

サイズ：200cm²以下

ホ. 場 所：背面の裾1か所（背面の選手番号の下から裾までを3等分した下部2/3のスペース内とする）

サイズ：150cm²以下

ヘ. 場 所：左袖の任意の場所に1か所

サイズ：50cm²以下

② ショーツ

イ. 場 所：前面左側の任意の場所に1か所

サイズ：80cm²以下

ロ. 場 所：後面左右2か所（中央線をまたいではないものとする）

サイズ：80cm²以下

- (5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会またはJリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。

第11条〔選手名の表示〕

- (1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。

- (2) 前項の表示をする場所およびサイズは、次のとおりとする。

① シャツ

場 所：背面の選手番号上部または下部

サイズ：Jリーグの指定するサイズ

② ショーツ

場 所：前面右下の選手番号上部または下部

サイズ：50cm²以下

第 12 条〔その他表示できるもの〕

第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。

- ① ホームタウン名またはホームタウンが属する都道府県名場
所：右袖 1 か所
サイズ：50cm²以下
- ② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガン（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする）およびエンブレム）
 - イ．場所：前面または左袖のうち 2 か所
サイズ：50cm²以下
 - ロ．場 所：背面襟元中央部分 1 か所
サイズ：12cm²以下
- ③ 優勝回数に相当する個数の星印
- ④ 試合に関連する以下の情報
 - イ．開催日
 - ロ．対戦カード
 - ハ．スタジアム名
 - ニ． その他 J リーグの事前承認を得た事項
- ⑤ 前年度天皇杯優勝チームが天皇杯出場時に表示を義務付けられる、天皇杯優勝チームマーク

第 13 条〔記念ユニフォーム〕

J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請により J リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従ったものに限る。

第 14 条〔大会別ユニフォームの着用〕

J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なる大会別ユニフォームの着用を希望する場合、事前に J リーグに申請し、その承認を得なければならない。ただし、当該大会別ユニフォームも本要項の定めに従ったものでなければならない。

第 15 条〔改 正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第 16 条〔施 行〕

本要項は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

〔改 正〕

2017 年 1 月 25 日

2018 年 1 月 30 日

2019 年 1 月 24 日

2020 年 1 月 30 日

2020 年 6 月 23 日

2021 年 1 月 1 日

2022 年 1 月 1 日

2023 年 1 月 1 日

2023 年 7 月 1 日

2024 年 1 月 1 日

2025 年 1 月 1 日

2026 年 1 月 1 日

2026 年 7 月 1 日

図1

〈 選手番号・チーム名・チームエンブレム / 指定マーク等 / 選手名の表示 /
ホームタウン・チームシンボル (本要項 第6条、第8条、第11条および第12条第1号から第5号) 〉



図 2
〈 広告掲出エリア (本要項 第 10 条 第 4 項) 〉

